

対象資産	対象資産の具体例	取得時期	適用期間	特例割合	根拠法令			
ガス事業用資産	ガス圧縮機、蓄ガス器など	平成29年4月1日以 降	最初の5年間	3分の1	地方税法第349条の3第2項			
			その後5年間	3分の2				
(公共の危害防止施設等)汚水又は廃液処理施設	油水分離装置、汚泥処理装置など	令和2年4月1日から 令和4年3月31日	期限なし	2分の1	地方税法附則第15条第2項 第1号			
(公共の危害防止施設等)下水道除害施設	ペーハー調整槽、加圧浮上分離装置 など	令和2年4月1日から 令和4年3月31日	期限なし	4分の3	地方税法附則第15条第2項 第5号			
雨水貯留浸透施設	浸透ます、透水性舗装など	平成30年4月1日か ら令和3年3月31日	期限なし	4分の3	旧地方税法附則第15条第8 項			
		令和3年7月15日か ら令和6年3月31日	期限なし	3分の1	地方税法附則第15条第43 項			
再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備 1000キロワット未満)	電気事業者による再生可能エネル ギー電気の調達に関する特別措置法 第2条第5項に規定する認定発電設備 であるものを除く	令和2年4月1日から 令和4年3月31日	3年間	3分の2	地方税法附則第15条第26 項第1号			
再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備 1000キロワット以上)				4分の3	地方税法附則第15条第26 項第2号			
再生可能エネルギー発電設備(風力発電設備20キ ロワット以上)				3分の2	地方税法附則第15条第26 項第1号			
再生可能エネルギー発電設備(風力発電設備20キ ロワット未満)				4分の3	地方税法附則第15条第26 項第2号			
再生可能エネルギー発電設備(水力5000キロワット 以上)				4分の3	地方税法附則第15条第26 項第2号			
再生可能エネルギー発電設備(水力5000キロワット 未満)				2分の1	地方税法附則第15条第26 項第3号			
再生可能エネルギー発電設備(地熱1000キロワット 未満)				3分の2	地方税法附則第15条第26 項第1号			
再生可能エネルギー発電設備(地熱1000キロワット 以上)				2分の1	地方税法附則第15条第26 項第3号			
再生可能エネルギー発電設備(バイオマス10000キ ロワット以上20000キロワット未満)				3分の2	地方税法附則第15条第26 項第1号			
再生可能エネルギー発電設備(バイオマス10000キ ロワット未満)				2分の1	地方税法附則第15条第26 項第3号			
浸水防止用設備				防水扉、止水板、排水ポンプ、換気口 浸水防止機など	平成29年4月1日か ら令和5年3月31日	5年間	3分の2	地方税法附則第15条第29 項
特定事業所内保育施設				特定事業所内保育施設の用に供する 固定資産	平成29年4月1日か ら令和5年3月31日	5年間	2分の1	地方税法附則第15条第33 項
家庭的保育事業	当該事業の用に供する償却資産		期限なし	2分の1	地方税法第349条の3第27 項			
居宅訪問保育事業	当該事業の用に供する償却資産		期限なし	2分の1	地方税法第349条の3第28 項			
事業所内保育事業	当該事業の用に供する償却資産		期限なし	2分の1	地方税法第349条の3第29 項			
先端設備等導入計画で認定を受けた設備	中小事業者等が先端設備導入計画の 認定後に導入計画に基づき取得した機 械及び装置、工具、器具及び備品	平成30年6月6日か ら令和3年3月31日	3年間	0	地方税法附則第15条第41 項			
	中小事業者等が先端設備導入計画の 認定後に導入計画に基づき取得した構 築物	令和2年4月30日か ら令和3年3月31日			地方税法附則第64条			
	中小事業者等が先端設備導入計画の 認定後に導入計画に基づき取得した機 械及び装置、工具、器具及び備品、建 物附属設備並びに構築物	令和3年4月1日から 令和5年3月31日						